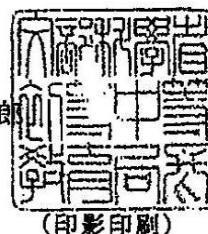




27文科初第1777号
平成28年3月31日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
小 松 親次郎



(印影印刷)

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たしている主たる教材であり、その採択については、公立学校については当該学校を所管する教育委員会が、国立学校及び私立学校については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の権限と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たすことが重要となります。

平成27年度においては、平成26年度以前に、複数の教科書発行者が厳格な情報管理が求められている検定申請本を教員等に閲覧させた上で意見を聴取した事案や、また、その対価として金品を支払っていた事案等が発覚したことを受けて、都道府県教育委員会等の協力の下、教科書採択への影響等について調査を行ったところであり、その結果について、本日公表したところです（別添1）。

さらには、このような不適切な行為の対象となった教員等の中に、調査員等として、その後の教科書採択に関与し得る立場となった者が少なからず含まれていたことにより、結果として、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる事態に至ったことについては、非常に遺憾であります。

当該教員等に対しては、任命権者及び服務監督権者において、事案当時における職制や採択への関与の有無・程度等を踏まえた上で、法令や各自治体が定める条例・規則等にのっとり、厳正に対処していただくようお願いします。

今回の事案の反省に立った上で、平成28年度以降における教科書採択に当たっては、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保を徹底することが必要となります。

ついては、今回の事案及び平成 27 年度における教科書採択の状況調査の結果（別添 2）も踏まえ、今後の教科書採択に当たって、特に留意すべき事項を下記のとおり取りまとめましたので、貴教育委員会の委員及び関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立学校及び私立学校を含む全ての学校、教員等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、教科書採択の公正性・透明性の確保に万全を期すようお願いします。

おって、この通知の写しを附属学校を置く国立大学法人の長及び都道府県知事宛てに送付しますので、国立大学法人及び私立学校担当部署と協力し、域内の国立学校及び私立学校に対する周知をお願いします。

なお、教科書採択に関する事務処理の詳細については、別途通知しますので、これも十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。



1. 教科書採択の公正確保の徹底について

(1) 教科用図書選定審議会委員又は調査員等の選任について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「無償措置法」という。）第 11 条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号。以下「無償措置法施行令」という。）第 9 条第 2 項の規定により、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不適當であること。また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、個別に意見聴取を受け、著作・編集活動に一定の協力を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会委員又は調査員等として選任することは適當ではないこと。

このため、選定審議会委員や調査員等の選任及びこれらの者の具体の審議や調査研究に当たっては、追って送付する著作編修関係者名簿を確認するとともに、各教育委員会内の関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

※ なお、平成 29 年度以降における教科書採択に当たっては、採択権者の便宜のため、著作編修関係者名簿のほか、教師用指導書の執筆者についても、教科書発行者から都道府県教育委員会に対して情報提供を行う予定としているため、あらかじめ承知願いたい。

(2) 教科書見本の取扱いについて

- 教科書発行者から各教育委員会等に対して送付することができる教科書見本の種類・部数の上限については、毎年度、文部科学省から教科書発行者に対して通知しており、それを超える教科書見本の送付、又は教育委員会関係者若しくは教員等の学校関係者その他教科書採択に関与する者に対する献本若しくは貸与は認められていないこと。

このため、これらの者から教科書発行者に対しても、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。

※ なお、各教育委員会等に対して送付することができる教科書見本の部数の上限については、平成 29 年度以降における教科書採択に向けて、平成 28 年度中に検討を行い、別途通知することとしているため、あらかじめ承知願いたい。

- 上記にかかわらず、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和 23 年文部省令第 15 号）第 14 条の規定により、都道府県教育委員会から文部科学省への教科書需要数の報告期限とされている 9 月 16 日より後の期間において、各学校における翌年度の授業研究・教材研究等のために、採択権者がその管理する学校の意向を取りまとめた上で、採択した教科書の見本の献本について、教科書発行者に対して任意の協力を依頼することは差し支えないこと。ただし、献本を依頼する部数については、

当該採択権者が管理する学校数を上限とすること。

その際、9月16日以前の期間に、明示的であると否とを問わず、教科書発行者に対して9月16日より後の期間に教科書見本を献本するよう求める行為は厳に慎むこと。

(3) 過大な宣伝行為等への対処について

- 採択期間中において、教科書発行者が、教育委員会関係者や学校関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝行為を個別に行うことは、特段の問題はないものとされているが、その宣伝行為により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、過大な宣伝行為等を慎むよう指導を行うとともに、一般社団法人教科書協会においても「教科書宣伝行動基準」の見直しを行い、より実効的な自主規範として、追って送付する「教科書発行者行動規範」を定めることとしている。このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。

その際、文部科学省の指導や「教科書発行者行動規範」に違反する行為について、教科書発行者に対して求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者から申出があった場合にもその申出を明確に断るよう留意すること。

- 教科書発行者に限らず、外部からの働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な教科書採択を行うこと。

教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な審議環境の確保に努めること。

- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて状況を適切に把握し、過大な宣伝行為その他外部からの不当な働きかけ等により教科書採択の公正確保に関し問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省宛てに報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝行為等の過熱を防止するため、9月16日以前の期間においては、教科書に関する講習会又は研修会等を主催しないよう、また、関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。

※ 「講習会又は研修会等」とは、2以上の学校の教員等を対象としたものを想定しているが、疑義が生じる場合には、文部科学省宛てに問い合わせ願いたい。

※ 公正確保を前提とした教科書発行者による合同の説明会については、平成28年度中に具体化に向けた検討を行う予定であるため、あらかじめ承知願いたい。

(4) 検定申請本の取扱いについて

- 検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者に対して、その内容について厳格な情報管理が求められていることから、教科書採択を勧誘するための営業活動（それと実質的に同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないものであり、その旨を、教科書検定制度の意義・役割とともに、全ての学校・教員等に対して周知を徹底すること。
- 追って送付する著作編修関係者名簿に記載された教科書の著作・編集者等及び教師用指導書の執筆者については、検定期間中に検定申請本又はその内容の一部を了知することとなり、これらの者については特定の教科書発行者と関係を有することから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(5) 教科書発行者との関係について

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教員等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものであること。
- 一方で、仮に教科書発行者と教員等の認識が教科書の著作・編集活動の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為とも受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教員等に対して指導を徹底すること。具体的には、
 - ・ 教員等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合、また、場合によっては金銭等を受け取らない場合であっても、その可否・手続等については、法令や各自治体が定める条例・規則等に従う必要がある旨の周知を行うこと
 - ・ 服務監督権者において、事前・事後を問わず、教員等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと
 - ・ 教員等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教員等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること

等が考えられる。

特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教員等の関与若しくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）又は第38条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

(6) 文部科学省に対する情報提供について

本通知及び「教科書発行者行動規範」に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為を確認した場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教員等に対して

指導すること。

また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に対して速やかに情報提供を行うこと。

2. 教科書採択方法の改善について

(1) 採択権者の権限と責任について

○ 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、教員等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教員のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう、採択手続の適正化に努めること。

○ 公立学校において使用される教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教科書見本は基本的に教育委員会の教育長及び委員の人数分が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添2参照）を踏まえると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難いこと。

具体的には、教育委員会の教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、採択決定に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。

○ 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用される教科書については学校ごとに異なる種類の教科書を採択することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用される教科書についても採択権限は教育委員会が有するものであり、単に各学校の意向に任せて採択が行われるようなことがないよう、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

この観点から、これらの学校において使用される教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県・市町村の教育目標等を踏まえた採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

○ 都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立学校及び私立学校の校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされていることから、適切にその責務を果たすことが必要であること。

(2) 教科書の調査研究の充実について

○ 市町村教育委員会並びに国立学校及び私立学校において教科書の調査

研究期間が十分に確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう教科書発行者に対して要請するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めることとしており、都道府県教育委員会においても、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど、採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科ごとに適切な数配置するなど体制の充実を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、教科書採択により広い視野からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないように留意すること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないように、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めているところであるが、教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

(3) 教科書の採択期限について

- 義務教育諸学校において使用される教科書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされていること。
- 高等学校において使用される教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、9月16日までに都道府県教育委員会から文部科学省に対して教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

(4) 同一の教科書の採択期間について

- 義務教育諸学校において使用される教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。
- その特例として、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされているが、それ以外の場合においては、採択替えを行うことはできないこと。

(5) 教科書の採択に関する情報の公表について

- 教科書採択に関する結果・理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第 15 条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立学校及び私立学校の学校長に対して、努力義務が課されているところであるが、公表状況に関する調査結果（別添 2 参照）を踏まえると、その公表状況は未だ不十分と考えられることから、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。
- 高等学校において使用される教科書についても、義務教育諸学校に準じてその採択結果・理由等の公表に努め、採択権者である教育委員会や学校長は、適宜、説明責任を果たすことが求められること。

3. 平成 28 年度の教科書採択における留意事項について

平成 28 年度における教科書採択については、上記及び下記事項を踏まえた上で、採択権者の権限と責任により適切に行うこと。

(1) 義務教育諸学校用教科書について

平成 28 年度においては、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条の規定により、特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に平成 27 年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

ただし、上記にかかわらず、無償措置法施行規則第 6 条第 3 号又は第 4 号に掲げる場合には、平成 27 年度に採択した教科書と異なる教科書を採択することができること。その場合には、教科書発行者に対して、調査研究に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えないこと。

(2) 高等学校用教科書について

平成 28 年度においては、学校教育法附則第 9 条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する「高等学校用教科書目録（平成 29 年度使用）」に登載されている教科書のうちから平成 29 年度に使用する教科書を採択しなければならないこと。

(3) 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書について

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校においては、学校教育法附則第 9 条の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。

その際、特に注意すべき点については、別途送付する採択に関する事務処理に関する通知を参照すること。

(4) その他

平成 28 年度においては、高等学校用の教科書及び小学校用の教科書（特別の教科 道徳）の検定が行われることとなるため、申請受理種目及び期

間を確認の上，教員等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

【参考】 平成 28 年度における検定申請受理種目及び期間について

(高等学校用教科書)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/1355413.htm

(小学校用教科書)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/1359756.htm

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係

電話 03 (5253) 4111 内線 2576